

標 題

栃木県入札適正化委員会（第 1 回）の概要について

（概 要）

栃木県入札適正化委員会（平成 23 年度第 1 回）を下記のとおり開催したので、その概要についてお知らせします。

- 1 開催日 平成 23 年 6 月 1 日（水）午後 2 時から
- 2 開催場所 東館 3 階 入札室 2
- 3 出席委員
 

委員長	永井 護	宇都宮大学工学部教授
委員	大川 容子	弁護士
委員	斉藤 弘江	建築士
委員	阪口 勉	弁護士
委員	宮澤 伸吾	足利工業大学工学部教授

（委員数 5 名・出席委員数 5 名）
- 4 審議対象期間 平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- 5 対象案件
 

総数	1, 311 件
抽出案件	5 件（内訳）
	一般競争入札 2 件
	指名競争入札 2 件
	随意契約 1 件

6 議事等の概要

(1) 報告事項

- ① 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について  
 事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告した。また、再苦情処理については、今回は該当しない旨報告した。
- ② 不調不落の状況について  
 事務局から、近年の不調不落の状況を報告した。
- ③ 抽出事案の選定理由について  
 大川委員から抽出事案を選定した際の理由について報告があった。

(2) 審議事項

- ① 「平 22 県営経営体基盤明神第 3 工区圍整工事」について
  - ・ 工事箇所 日光市明神地内
  - ・ 農政部上都賀農業振興事務所発注
- ② 「一般県道小山下野線出井工区道路排水施設建設工事その 2」について

- ・ 工事箇所 小山市出井
- ・ 県土整備部栃木土木事務所発注
- ③ 「宇都宮北高校体育館兼講堂耐震改修工事」について
  - ・ 工事箇所 宇都宮市岩曾町606
  - ・ 県土整備部宇都宮土木事務所発注
- ④ 「落石防止工事 小来川清滝線その1 (道保全交)」について
  - ・ 工事箇所 一般県道小来川清滝線 日光市滝ヶ原
  - ・ 県土整備部日光土木事務所発注
- ⑤ 「栃木県立岡本台病院都市ガス配管工事」について
  - ・ 工事箇所 宇都宮市下岡本町2162
  - ・ 保健福祉部岡本台病院発注

(3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められた。(詳細は別紙のとおり)

所管課	発表者		担当者		
	職名	氏名	職名	氏名	電話
監理課			副主幹	安部井 工	23 88

第3日曜日は  
ふれあい育む「家庭の日」

(別紙)

## 1 審議事項での主な質疑

(審議案件1について)

①Q 価格以外の評価結果のなかの施工計画において、一番よい評価を受けた業者と他の業者に2点程度の差があるが、それだけ施工計画が優れていたということになりますか。

A 施工計画においては、業者名を伏せた状況で担当3名が評価します。現場に精通し具体的な注意事項及び配慮等の記載があったため点数の差にあらわれたと思われる。

②Q 総合評価はヒアリングで行うのですか。それともペーパーで行うのですか。

A ペーパーで行っており、評価者が業者を特定できないようにしています。

(審議案件2について)

③Q 入札参加業者がすべてJV(特定建設工事共同体)なのはどうしてですか。

A 土木工事の設計金額が2億円以上の場合、JVでの発注と基準で決まっています。

④Q JVの組み合わせはどうやってきまるのですか。今までの事例を見てきた中で色々な組合せがあるのですか。

A 当然ありえます。工事ごとに組むので条件により様々な組合せが可能です。

⑤Q 業者の単価計算はかなり正確ですか。

A 県の積算経緯等の根拠が公表されているので、それなりに能力のある業者であればかなり正確に積算することは可能です。

⑥Q 総合評価のウエイトは高くなってきていますか。

A 価格だけではなく、他(技術力等)の能力も加味するため拡大の方向にあります。

(審議案件3について)

⑦Q 業者の立場から最低制限価格の予測は可能なのですか。

A 最低制限価格は契約後公表であるが、算定式があり、予定価格が事前に公表されているということからすれば、それなりに能力のある業者は類推できると思われる。

⑧Q 最低制限価格の算出には諸経費、利益部分を考慮しているのですか。

A 最低制限価格の算出には直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費というような項目があります。その中で業者の儲け、利益部分は一般管理費の部類に入るが、その部分を一定程度確保しようという概念は持っています。

(審議案件4について)

⑨Q 指名業者選定の一次選定において、△がついているものがあるがどのような理由によるのですか。

A 不誠実な行為の有無では、過去の指名状況をチェックしたが、指名をしても辞退が多いことにより。分離分割については、同日付けの入札でこれと同工種の工事が他に3件ほどあるため重複指名を避けたことにより。技術的適性では、過去の実績でこの手の工事での指名及び施工実績がなかったため今回の指名選定からは除外しました。いずれも受注機会の均等の観点から妥当と思われる。

⑩Q 法面保護協会とはどういうものなのですか。また、県内には他に協会はあるのですか。

A 法面関係の防護・落石防止など、主に法面の保護を目的とした協会です。県内には他にも協会があり、情報交換や技術の研鑽をおこなっています。

(審議案件5について)

⑪Q 見積結果報告書の調査基準価格が空欄だがなにか理由があるのですか。

A 低入札制度に該当する場合記入するようになっていきます。今回は該当しないので予定価格だけの記入になります。

⑫Q 見積合わせによる随意契約だと、構造的には指名競争とあまり変わらないと思われる。ダンピング等の懸念も考えられるとすると、一般競争入札の調査基準価格のような考慮はないのですか。

A ガス事業者は認可でやっているものであるから、安全性を確保するための技術的な維持義務が法律で課せられています。何か不具合があった場合、ガス事業者としてやり直すという責任がでています。よって、工事はガス事業者か又はガス事業者が指定した業者しか工事ができないわけです。その辺ではご心配の部分はカバーされていると思います。

## 2 その他

次回の審議案件抽出は、斉藤委員が担当することになり、11月に開催する予定となった。